

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第3回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第119号 川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
の制定について

資料1 議案第119号 川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する
条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年8月31日

健康福祉局

議案第 1 1 9 号 川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
の制定について

1 条例の主な改正内容

一般公衆浴場等における男女を混浴させないこととする年齢を引き下げる
もの

10 歳以上 → 7 歳以上

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公衆浴場法施行条例 平成24年12月14日条例第64号 (衛生措置等の基準)</p>	<p>○川崎市公衆浴場法施行条例 平成24年12月14日条例第64号 (衛生措置等の基準)</p>
<p>第4条 法第3条第2項の規定による一般公衆浴場に係る換気、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置（以下「衛生措置等」という。）の基準は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>第4条 法第3条第2項の規定による一般公衆浴場に係る換気、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置（以下「衛生措置等」という。）の基準は、別表第1のとおりとする。</p>
<p>2 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業を行う公衆浴場（以下「個室付浴場」という。）に係る衛生措置等の基準は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>2 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業を行う公衆浴場（以下「個室付浴場」という。）に係る衛生措置等の基準は、別表第2のとおりとする。</p>
<p>3 その他の公衆浴場のうち、前項に規定する公衆浴場以外の公衆浴場で蒸気、熱気等を使用するものに係る衛生措置等の基準は、別表第3のとおりとする。</p>	<p>3 その他の公衆浴場のうち、前項に規定する公衆浴場以外の公衆浴場で蒸気、熱気等を使用するものに係る衛生措置等の基準は、別表第3のとおりとする。</p>
<p>4 前2項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、別表第1のとおりとする。ただし、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室であって、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、同表第1項第3号（浴槽水に係る部分に限る。）、第4号から第8号まで及び第13号から第16号までに掲げる基準並びに同表第2項第10号から第16号まで及び第18号に掲げる基準は、適用しない。</p>	<p>4 前2項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、別表第1のとおりとする。ただし、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室であって、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、同表第1項第3号（浴槽水に係る部分に限る。）、第4号から第8号まで及び第13号から第16号までに掲げる基準並びに同表第2項第10号から第16号まで及び第18号に掲げる基準は、適用しない。</p>
<p>別表第1（第4条関係）</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p>
<p>1 衛生措置の基準 (22) <u>7歳</u>以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p>	<p>1 衛生措置の基準 (22) <u>10歳</u>以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p>
<p>別表第2（第4条関係）</p>	<p>別表第2（第4条関係）</p>
<p>1 衛生措置の基準 (4) 男女を混浴させないこと。</p>	<p>1 衛生措置の基準 (4) 男女を混浴させないこと。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 別表第1第1項第1号、第2号、第3号（浴槽水に係る部分を除く。）、第9号から第12号まで及び第17号から第21号までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <p>1 衛生措置の基準 別表第1第1項各号に掲げる基準並びに別表第2第1項第2号及び第3号に掲げる基準に適合すること。</p> <p>3 基準の適用除外 前2項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室にあつては、別表第1第1項第3号（浴槽水に係る部分に限る。）、第4号から第8号まで及び第13号から第16号までに掲げる基準並びに同表第2項第10号から第16号まで及び第18号に掲げる基準は、適用しない。</p>	<p>(5) 別表第1第1項第1号、第2号、第3号（浴槽水に係る部分を除く。）、第9号から第12号まで及び第17号から第22号までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <p>1 衛生措置の基準 別表第1第1項各号に掲げる基準並びに別表第2第1項第2号及び第3号に掲げる基準に適合すること。</p> <p>3 基準の適用除外 前2項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室にあつては、別表第1第1項第3号（浴槽水に係る部分に限る。）、第4号から第8号まで及び第13号から第16号までに掲げる基準並びに同表第2項第10号から第16号まで及び第18号に掲げる基準は、適用しない。</p>